

国土地理院説明資料

平成23年12月

《目 的》

▼ 国土の適切な管理、利用のため離島を含む位置情報等の基本的情報の整備を推進する。

【具体的な施策】

- 離島の基準点整備
- 電子基準点による観測
- 空中写真の撮影等
- 地名情報・地図情報の整備



基準点(三角点)の設置

三角点標識



電子基準点
沖ノ島島



《効 果》

◆ 離島の基準点整備

- ・ 測量法に基づき国が設置する位置情報を有する標識で、種々の経済活動の基礎となる土地の測量の基準。国の行政権がその土地に及び、国がその島において経済活動を行う意志が有ることを表示する一手段となる。

◆ 電子基準点による観測

- ・ 海洋プレート運動を把握し、国土の監視に資する。

◆ 空中写真の撮影等

- ・ 空中写真・人工衛星画像・標高データ・火山土地条件図の整備により離島の状況を把握することで、適切な離島の保全・管理に資する。
- ・ 離島の地図更新に必要な情報取得に資する。

◆ 地図情報・地名情報の整備

- ・ 地名情報・地図情報に明示することにより、適切な開発・利用・管理に資する。
- ・ 島名称の確認・付与は、特に、排他的経済水域の外縁を根拠付ける離島等の安定的な保全・管理に資する。

《今後の対応》

◆ 離島の基準点整備

- ・ 排他的経済水域の外縁を根拠付ける離島のうち、基準点が整備可能な離島への整備を進める。

◆ 電子基準点による観測

- ・ 電子基準点により海洋プレートの運動を把握し国土を監視する。

◆ 空中写真の撮影等

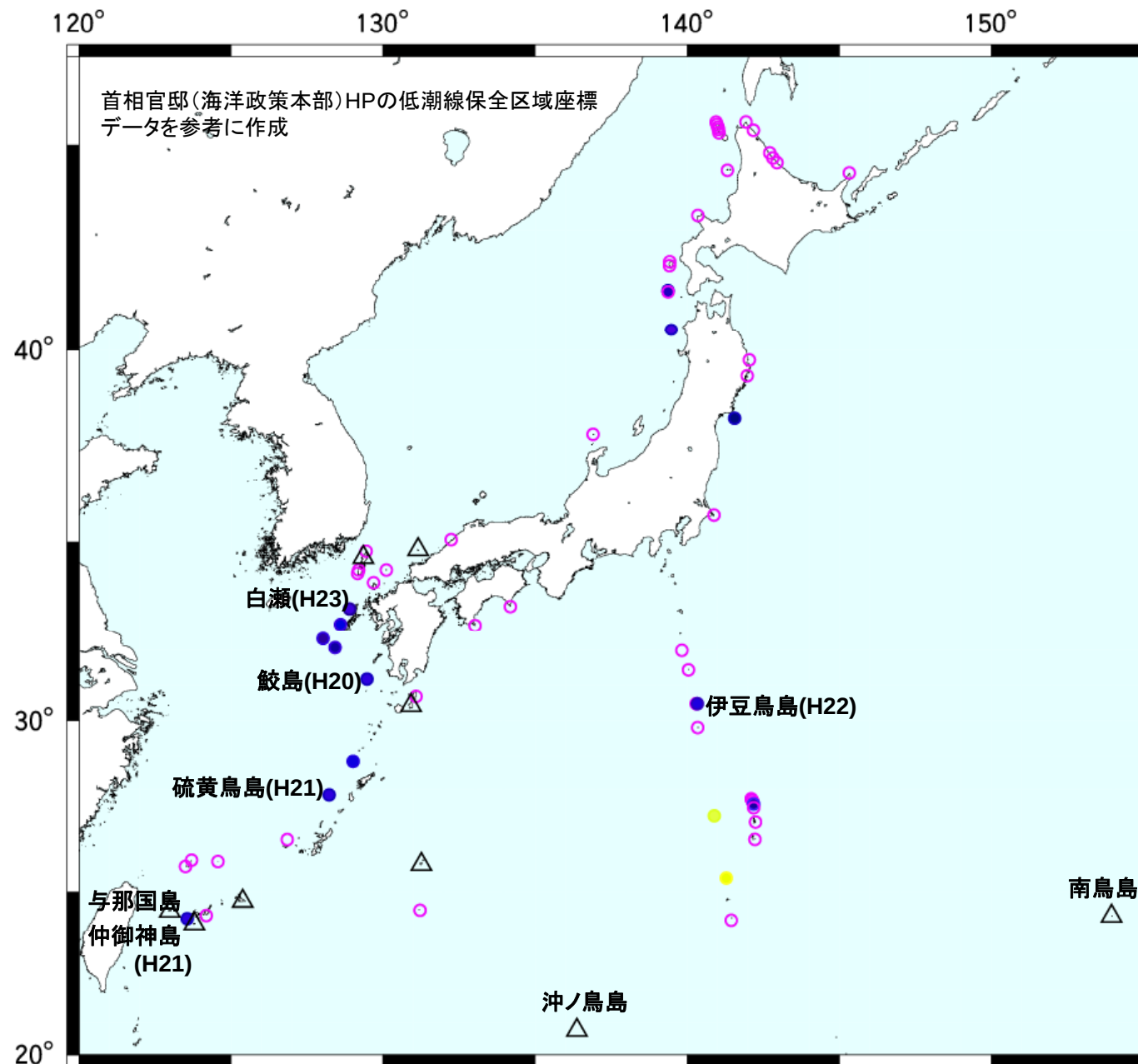
- ・ 離島の状況を把握するため適時に空中写真撮影を実施する。

◆ 地図情報・地名情報の整備

- ・ 空中写真・人工衛星画像により適時に離島の地図情報を更新する。
- ・ 25000分1レベルの地図情報が未整備な北方領土は人工衛星画像により計画的に整備する。
- ・ 排他的経済水域の外縁を根拠付ける離島のうち、まだ名称の確定していない39島に関しては、関係機関と連携して、名称を確定し、地図情報・地名情報を整備する。

排他的経済水域の外縁を根拠付ける離島の基準点整備状況

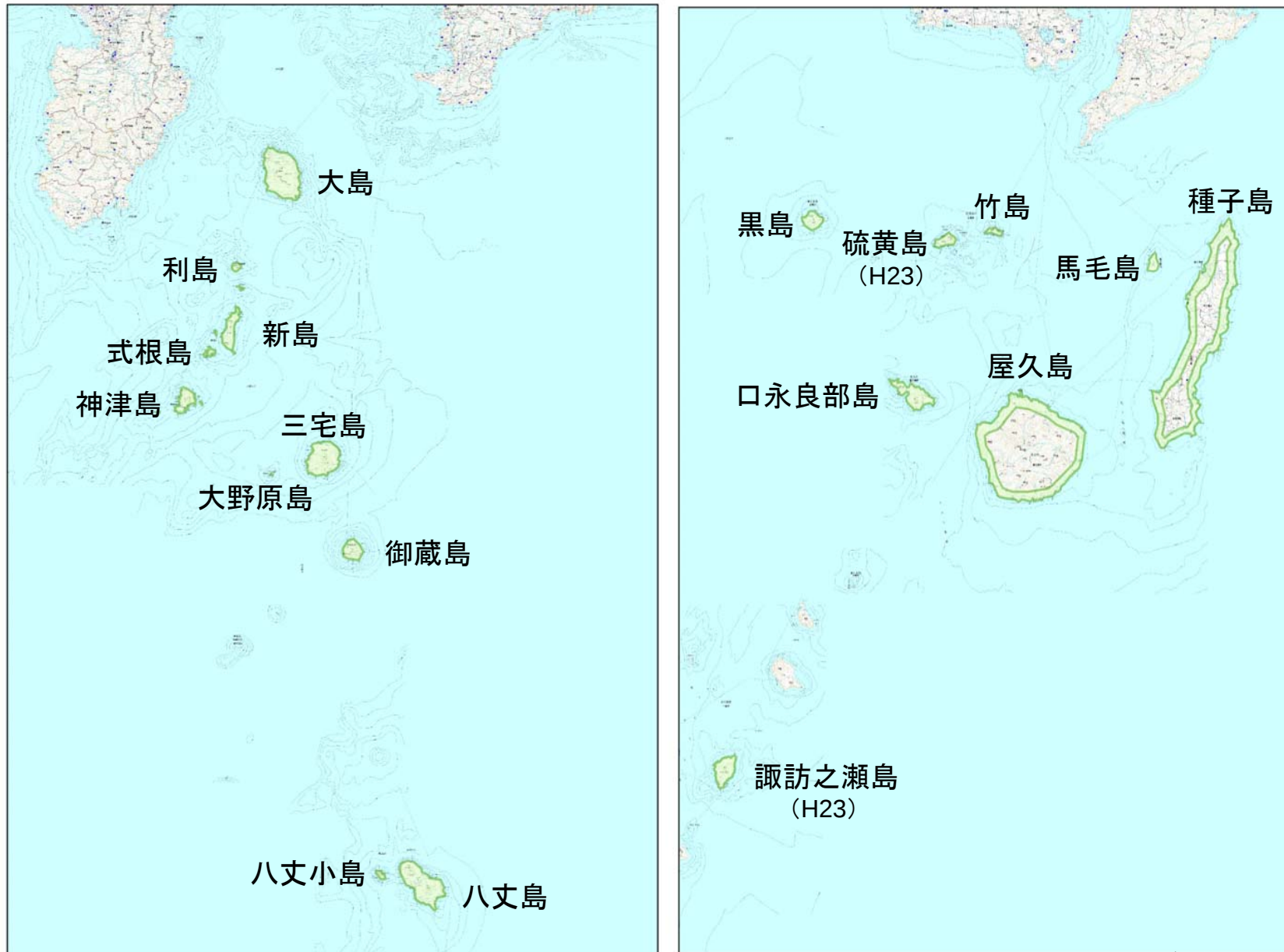
△電子基準点・三角点整備 ●三角点整備 ●H24三角点整備予定 ○整備調査検討



離島の標高データの整備

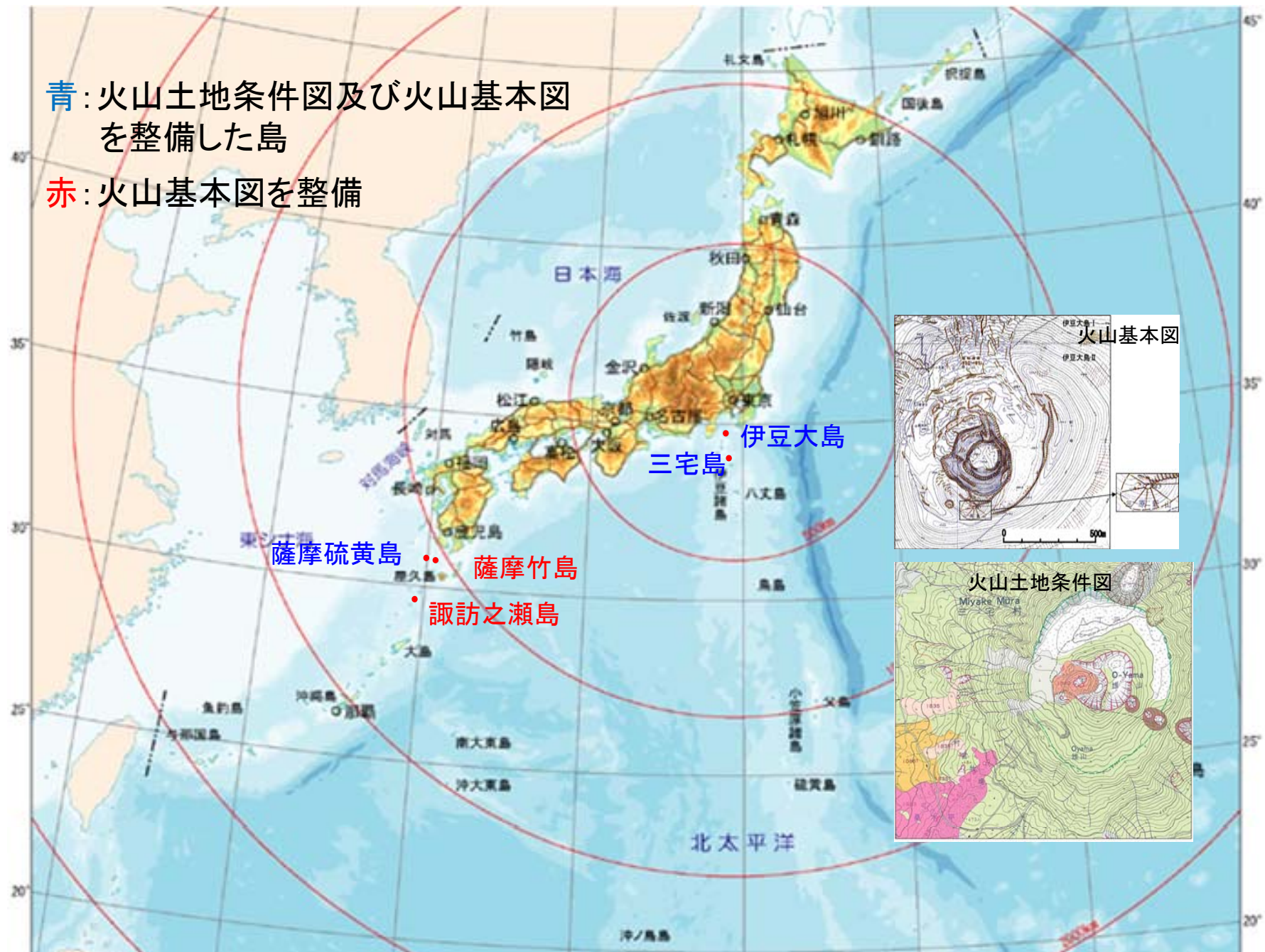
平成23年度及び平成24年度詳細データ整備予定の離島

(平成23年整備:硫黄島・諏訪之瀬島)



標高精度30cm以内のデータ整備

離島における火山基本図及び火山土地条件図整備状況



離島における地図情報の整備・更新



竹島(平成19年刊行)



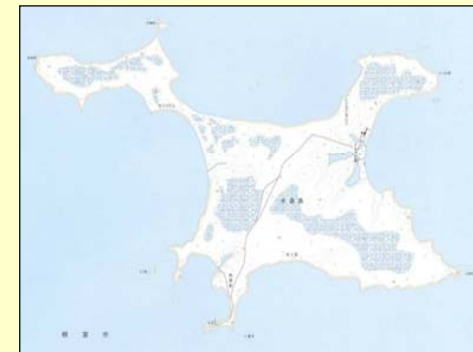
魚釣島(平成元年刊行)



沖ノ鳥島(昭和59年刊行)



北方領土(整備中)



水晶島(歯舞群島)(平成22年刊行)



南鳥島(昭和53年刊行)

※空中写真の撮影が困難な北方領土、竹島等については、高分解能衛星画像等を利用して整備・更新。